宮古島市における介護認定審査会簡素化実施について

介護認定審査会の運用についての一部改正について(平成30年3月23日付) 老発0323第1号を踏まえ、本市では「介護認定審査会の簡素化」について平成30年10月1日から実施しています。

<宮古島市介護認定審査会の簡素化対象要件>

- · 対象者抽出要件
- 1. 第1号保険者に限る。
- 2. 更新申請に限る。
- 3. コンピュータ判定結果の要介護度が、前回認定結果の要介護度一致している。
- 4. 前回認定の有効期間が12ヶ月以上である。
- 5. コンピュータ判定結果が要介護1または、要支援2の者の場合は、今回の状態安定性判定ロジックで「安定」と判定されている。(※要介護1の対象者は認知と振分)
- 6. コンピュータ判定結果の要介護認定等基準時間が「一段階重い要介護度に達するまで3分以上ある(重度化キワ3分以内)」
- ※上記1~6までは厚生労働省老人保健課作成要件に基づく
- · 対象者審査要件
- 1. 審査会において事務局作成簡素化対象者一覧で審査する。
- 2. 対象者一覧記載事項は、性別・年齢・現在及び前回の認定介護度・認定有効期間基準時間等とする。
- 3. 簡素化対象者認定期間については事務局からの提案とする。(宮古島簡素化対象者に係る認定期間基準表参照)
- 4. 簡素化対象者一覧は事前送付しない。
- 5. 各合議体において簡素化対象者審査人数は特に定めない。
- 6. その他 各委員長及び審査会会長が特に必要と判断するものはこの限りではない。
- ※上記1~6までは宮古島市介護認定審査会内規とする。